

# 熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第5次）（案）の概要

## 1 取組指針について

### (1) 取組指針策定の経緯、趣旨

平成20年に取組指針策定、令和2年12月に条例制定

### (2) 取組指針の性格

犯罪被害者等支援に関する基本指針及び具体的施策について定めるもの（条例第9条に基づく指針）

### (3) 取組指針の期間

令和8年度から令和13年度（6年間）

## 2 犯罪被害者等を取り巻く情勢

### (1) 県内における犯罪発生状況

#### ア 刑法犯認知件数

近年増加傾向

(H15:28,973件 → R4:4,944件 → R7:7,529件)

#### イ 重要犯罪発生状況

性犯罪が重要犯罪の8割を超える

#### ウ 主な罪種別認知件数 窃盗犯の被害が6割を超える

#### エ 人身交通事故発生状況

減少傾向 (H16:13,167件 → R7:2,947件)

### (2) 犯罪被害者等の置かれている状況

- ・ 事件そのものによる被害だけでなく、その後の二次被害により、被害前のような日常生活が難しくなる。
- ・ 性犯罪は被害が潜在化しやすい傾向がある。

### (3) 犯罪被害者等支援に係る状況

令和8年度から本県においても、多機関ワンストップサービス体制の運用を開始。

## 3 基本方針

3つの基本方針を設定し、それぞれの実現に向けた取組を進める。

- ① 日常生活の回復に向けた支援
- ② 県民の理解の増進
- ③ 支援体制の充実・整備

## 4 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

### (1) 日常生活の回復に向けた支援

#### ア 施策の方向性

相談窓口の充実や各種支援施策の実施等により、犯罪被害者等の日常生活の回復に向けた支援に取り組む。

#### イ 具体的施策

- ① 相談及び情報の提供
- ② 損害賠償の請求に関する情報の提供
- ③ 経済的負担の軽減
- ④ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ⑤ 安全の確保
- ⑥ 居住の安定
- ⑦ 雇用の安定
- ⑧ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供
- ⑨ 保護又は捜査の過程における配慮
- ⑩ 未成年者への配慮

### (2) 県民の理解の増進

#### ア 施策の方向性

広報啓発活動の実施により、犯罪被害者等が置かれた現状について県民が理解を深める機会を積極的に提供する。

#### イ 具体的施策

- ① 広報啓発活動等の実施

### (3) 支援体制の充実・整備

#### ア 施策の方向性

研修会等実施により、支援に関わる者の知識・技術の習得や専門性向上を図るとともに、支援体制の充実・整備に取り組む。

#### イ 具体的施策

- ① 人材の育成
- ② 民間支援団体による活動の促進
- ③ 犯罪被害者等支援の推進体制等